

## 第54事業年度 事業及び会務の報告

2019年7月22日開催の第53回定期総会において承認された第54事業年度事業計画では、以下を基本方針とした。

「日本公認会計士協会は、情報の信頼性確保を担うとともに、健全な組織ガバナンスに寄与する公認会計士の職業専門家団体として、公認会計士の資質の維持・向上、業務に関する自主規制機能の発揮、社会的な制度の在り方に対する提言を通じて、経済社会の発展に寄与していきます。

そのために、当協会は、透明性ある事業運営を進め、その結果を積極的に発信することにより、社会に対して一層説明責任を果たして、その要請に応えられるよう取組を進めます。また、持続可能で国際的かつ多様性のある社会の実現へ向け、職業専門家団体としての社会的責任を果たすための取組を引き続き進めていきます。

第54事業年度においては、自主規制機関としての組織的・財政的基盤の強化を図るとともに、公認会計士がテクノロジーの進化や企業活動の一層のグローバル化などの様々な環境変化に適応し、将来にわたって国内外の舞台で主導的な役割を果たしていくための土台を構築すべく、施策を実施していきます。」

この基本方針に基づき、次の4項目を重点施策に掲げ事業活動を展開した。

1. 資本市場におけるインフラとしての監査の信頼性向上と開示充実への取組
2. 公認会計士の業務を通じた地域の経済・コミュニティへの貢献、その他会計職業専門家団体としての社会的な課題解決に向けた取組
3. 会計専門家として幅広く活躍する人材の育成及び活躍の促進と公認会計士の魅力向上
4. 公共の利益に貢献する公認会計士への理解促進のための情報発信と協会活動の組織的・財政的基盤の強化

なお、この事業及び会務の報告では、はじめに新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応（2020年4月以降の対応も含む。）を取り上げ、次いで上記の各重点施策の状況について記載する。

## <新型コロナウイルスへの対応>

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、前例のない危機対応下において、会社関係者、会員及び監査法人関係者の生命の安全を最優先しつつ、資本市場の信頼を確保するために、関係行政機関及び関係団体と緊密に連携して、企業の決算業務と監査業務について十分な時間を確保するよう対応に努めた。

具体的には、2020年4月7日に政府から緊急事態宣言が発令されたことを受け、同日に会長声明「緊急事態宣言の発令に対する声明」を発出し、会員・準会員に対し、人と人との接触の削減やそのための出勤の抑制、3つの密の回避等の政府等の要請を遵守した行動をとるよう要請するとともに、金融商品取引法に基づく有価証券報告書の提出等について、その期限を一律に延長することが可能となる対応及び会社法に基づく定時株主総会の開催時期（特に計算関係書類の報告期限）についても、一律に延期することが可能となる対応が必要との考えを示した。

また、協会、企業会計基準委員会、東京証券取引所、日本経済団体連合会及び日本証券アナリスト協会をメンバー、全国銀行協会、法務省及び経済産業省をオブザーバーとして金融庁に設置された、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」に参加し、新型コロナウイルス感染症の影響下における企業の決算作業及び監査等について、関係者間で現状の認識や対応の在り方を共有・議論した。加えて、同協議会から2020年4月15日に、企業及び監査法人に対して決算及び監査業務の遂行に当たって例年とは異なるスケジュールも想定して柔軟かつ適切に対応していくことを求める旨の声明が発出されたことを受け、同日に会長声明「「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」からの声明について」を発出し、会員・準会員に対し、政府等の要請を遵守することを改めて要請するとともに、同協議会からの声明の趣旨を踏まえて、企業の関係者と協力して適切に対応することを求めた。

さらに5月7日には、緊急事態宣言が延長されたことを受け、会長声明「緊急事態宣言の延長に対する声明」を発出し、引き続き企業決算及び監査に関わる方々の健康と安全を最優先しつつ、定時株主総会の延期又は継続会の開催の必要性について、企業経営者及び監査役等と十分に議論をし、適時適切に対処するよう要請するとともに、上場会社関係者宛にも監査を担当する責任者との協議を要請した。

これらに加え、自由民主党政務調査会金融調査会に設置された企業会計に関する小委員会や各政党の関係する会議等において、協会の考え方を示した。

このほかにも当初予定していた監査手続が実施できない状況が生じたこと等を踏まえ、適切な監査を実施し、資本市場の信頼を確保するため、「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項」を適宜発出し、不確実性の高い環境下における監査上の留意事項について注意喚起した。また、上場企業の監査だけでなく、内閣総理大臣等に対し独立行政法人等が提出する財務諸表等の期限の取扱いについての要望書を提出するほか、法人税の申告期限の延長措置等について国税庁と意見交換・要望の策定を行う等、非営利・公会計分野や租税分野における対応も実施した。

なお、協会ウェブサイト上に新型コロナウイルスへの対応に関する専用ページ「新型コロナウイルスへの対応について」を設け、協会や関連団体の公表物を掲載するほか、協会が発出した会長声明及び「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項」を英訳し、速やかに公表する等国内外に必要な情報を適時に提供している。

## <重点施策>

### 1. 資本市場におけるインフラとしての監査の信頼性向上と開示充実への取組

#### (1) 監査の品質及び透明性向上策の着実な実施

##### ① 監査の品質向上策

2019年10月25日に金融庁から「監査法人のローテーション制度に関する調査報告（第二次報告）」が公表されたことを受け、協会では同日に会長声明「監査人の独立性強化に向けて～「監査法人のローテーション制度に関する調査報告（第二次報告）」の公表を受けて～」を発出し、2020年4月1日以後開始する事業年度から適用される「独立性に関する指針」の改正について会員に遵守を促すとともに、業務執行社員だけではなく、監査補助者についても必要に応じてローテーションを行う「チームメンバーのローテーション」の概念を打ち出し、この制度の適切な運用によって、監査人の独立性の外観を保持して監査の信頼性の基盤を確保することにより、「新たな視点」（フレッシュ・アイ）での監査と被監査会社に関する「十分な知識と経験」を活かした高品質な監査の実施につなげることで公益に資するとの考えを示した。さらに自由民主党政務調査会金融調査会に設置された企業会計に関する小委員会等での議論を踏まえ、2020年2月20日に会長通牒「「担当者（チームメンバー）の長期的関与とローテーション」に関する取扱い」を発出し、社会的影響度が特に高い会社の監査業務に従事する会員が留意すべき事項をまとめる等チームメンバーのローテーション

に関する具体的な取扱いを公表した。

また、企業と監査事務所との需給のミスマッチ等により、株式新規上場（IPO）を目指す企業が必要な監査を受けられなくなっているとの問題が指摘されていることを踏まえ、IPO を目指す企業に対し、質の高い監査が安定的に提供されるための環境を整備するために、金融庁が主催する「株式新規上場（IPO）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会」において、関係者との協議に参画した。その結果、関係者に求められる取組が報告書として取りまとめられ、協会ではこの報告書を踏まえてIPOを目指す企業の監査の担い手となり得る中小監査事務所のリストの作成・公表等を行うべく、具体的な検討を行っている。

このほか、海外の関連会社による不正な資金流用、過去の決算における在庫の過大計上、複数の大手上市企業が関与する循環取引等の不適切会計に関する報道がなされたことを踏まえ、協会では2020年2月14日に会長声明「最近の不適切会計に関する報道等について」を発出し、監査業務の責任者を務める会員に対して、自らの監査業務の実施に当たって慎重な検討を行うよう要請した。

なお、協会では、公認会計士の自主規制団体として、健全な資本市場の維持に貢献するため、関係役員等を構成員とした「監査強化対応会議」を2016年1月に設置し、監査品質の向上に向けた活動を行ってきた。監査強化の取組は、引き続き実施すべきものではあるものの、執行部の任期を一区切りとして総括し、今後の展望について整理し、「日本公認会計士協会の監査強化の取組について」を公表した。

## ② 監査の透明性向上策

会計監査に関する情報提供のニーズが高まる中で、特に、通常とは異なる監査意見等が表明された場合の情報提供の充実を求める声があり、金融庁において、「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」が設置され、2019年1月22日に「会計監査に関する情報提供の充実について - 通常とは異なる監査意見等に係る対応を中心として - 」が公表された。これを受け、協会ではプロジェクトチームを設置し、倫理規則における守秘義務が解除される「正当な理由」についての整理を含め、守秘義務の考え方の論点整理を行い、協会として今後取るべき対応方針について報告書として取りまとめを行った。報告書を基に外部有識者からのヒアリングを行う等、関係者の意見を広く聴取しながら検討を進めている。また、会計監

査人の異動理由は、金融商品取引法に基づく臨時報告書や証券取引所の有価証券上場規程に基づく適時開示により開示されているが、その内容が株主等への十分な情報提供になっていないとの意見があること等を受け、協会では、当該理由の開示充実に向けて、上場会社監査事務所部会において具体的な異動理由の適時把握を行っており、それらを集計したものを品質管理委員会年次報告書において公表している。

このほかにも上場会社においては2020年3月決算の監査から、監査人が虚偽表示リスク等の監査の過程で着目した事項として監査報告書に記載する「監査上の主要な検討事項」(KAM)が早期適用されることも踏まえ、監査人がKAMの趣旨について十分理解し、能動的に取り組むことを促す目的から2019年7月12日に会長声明「監査上の主要な検討事項」の適用に向けて」を発出したほか、セルフチェック等を行うためのレターとして「監査上の主要な検討事項適用に向けて」(第1弾～第3弾)を作成した。その他、KAMについて広く一般に理解・浸透を促すため、解説動画の作成も行った。

(2) テクノロジーの進化とデジタルライゼーションが与える影響を見据えた将来的な監査業務・監査環境の在り方の検討

近年の企業活動の複雑化・大規模化・国際化やIT技術の革命的な進歩を背景に、先進的なIT技術及びAIを用いた高度なデータ分析技術を活用した効率的かつ効果的な監査、それに適応できる人材の確保が必要となっている。協会では、株式会社 日本経済新聞社主催「グローバル会計・監査フォーラム「AIを活用したビジネス・監査の展望と課題」」に協賛し、企業と監査法人それぞれの観点から、ビジネス・監査におけるAI活用に係る課題や将来的に求められるスキル等についてパネルディスカッション形式で幅広く議論した。

(3) 監査業務に係る自主規制体制の整備・運用の開始

協会が実施する自主規制制度が適切に機能し、社会からの更なる理解が得られるよう、自主規制全体の運営やその在り方、改善事項等をモニタリングし、資本市場や社会への影響といった大局的な視野から意見を述べ、助言を行うことを目的に、2019年7月の定期総会において会則・規則を変更し、監査業務モニター会議及び品質管理審議会に代えて、個別事案審査制度及び品質管理レビュー制度をモニタリングする機関として会員外の有識者を中心に構成する自主規制モニター会議を設置し、議事要旨及び会議資料を公表することとした。その第1回会議を2020年2月18日に開催し

ている。

また、設置趣旨や審査対象、審査員等に共通性が認められるとともに、審査の専門性向上や判断の均衡性確保等を図る観点から、2019年7月の定期総会において会則・規則を変更し、不服審査会及び上場会社監査事務所登録・措置不服審査会を統合して、適正手続等審査会を設置し、2019年10月から運用を開始した。

さらに個別の監査業務事案及び規律事案について、事案調査の重複部分を排除し、調査の一元化による事案処理の迅速化・効率化を図るとともに、論点や争点を確実化・正確化するという観点から、2019年7月の定期総会において会則・規則を変更し、監査業務審査会及び規律調査会を統合して、監査・規律審査会を設置し、2019年10月から運用を開始した。

#### (4) 社会のニーズに応じた合理的な企業情報開示の在り方の検討と建設的対話の促進

昨今のコーポレートガバナンス改革の下で、企業の中長期的な価値創造に向けて企業と投資家との建設的な対話が重視されてきている。そして、対話の基礎となる企業情報開示の在り方は大きく変わりつつある。特に、企業の情報開示に対する社会のニーズは財務情報の開示にとどまらず、より効果的な非財務情報の開示へと拡大している。協会では、このような情勢を踏まえ、制度開示書類・自主開示書類、財務情報・非財務情報を問わず、開示全体としてその質及び信頼性を高めることが、資本市場に関わる公認会計士の使命であるとともに貢献できる分野であると考え、一貫して企業情報開示を検討できるよう体制を整備し、2019年9月に会員外の有識者を含めた特別委員会を立ち上げ、企業情報開示の有用性及び信頼性向上に向けた検討を行っている。

## 2. 公認会計士の業務を通じた地域の経済・コミュニティへの貢献、その他会計職業専門家団体としての社会的な課題解決に向けた取組

### (1) 社会福祉法人に対する監査の有効性に対する理解の促進

2017年4月から一定規模を超える社会福祉法人に会計監査人による会計監査が導入された。厚生労働省「社会福祉法人の会計監査人に関するアンケート結果」(2019年8月30日)では、社会福祉法人の会計監査の導入について一定の効果が認められたとの調査結果が公表されている。会計監査を通じて社会福祉法人の法人型経営への移行等の課題が把握されたことから、自由民主党政務調査会社会保障制度調査会介護委員会において、円滑な法人型経営への移行に当たっては独立した専門家である公認会計士

の視点（会計監査の指導機能）が有効である旨を主張した。

また、社会福祉法人の会計監査人設置の規模基準拡大への対応として、社会福祉法人向け会計監査のガイドラインの作成に向け、厚生労働省や関係議員への説明・協議を行った。

- (2) 社会のニーズや会員の業務実態に応じた、税務、中小企業支援等に係る会員業務に対する支援の充実

今後公認会計士が税務の分野で社会に貢献していくため、協会の中長期的な租税施策の見直しについて会員向けアンケート調査及び地域会会員との意見交換を実施し、その結果をプロジェクトチームにおいて検討・取りまとめ、「日本公認会計士協会の租税施策（税務業務支援施策）の現状と課題」として公表した。また、会員の税務に関する資質向上等を目的とした研修の実施や租税相談室における相談サービスの充実を行った。

中小企業支援においては「中小企業支援ツールガイド」を開設しており、中小企業経営及び中小企業支援に携わる関係者が活用できるツールを提供している。

- (3) 社会の会計リテラシー向上に資する資料や情報提供の機会の充実

2021年度・2022年度から実施される新たな学習指導要領に基づく中学校・高等学校の教育課程においては「会計情報の活用」が取り上げられており、現場の教員への周知・理解促進のための教材の作成が求められていることから、教育関係の学識経験者の参加を得て設置した「会計リテラシー・マップ・教材研究会」において、教材を作成し、教科書会社を訪問して意見交換を行う等具体的な検討を進めている。

また、全国の中学校・高等学校の社会科等を担当する教員を対象とした「証券・経済セミナー」（主催：全国公民科・社会科教育研究会、協力：日本証券業協会）において「生徒に伝えたい企業会計の話」をテーマに講演を行った。

### 3. 会計専門家として幅広く活躍する人材の育成及び活躍の促進と公認会計士の魅力向上

- (1) 社外役員、組織内会計士等として知見を発揮する公認会計士の資質の維持・向上及び活動支援

経済活動の複雑化・国際化が進むに従い、企業等で活躍する公認会計士社外役員や組織内会計士は年々増加している。協会においては、活動領域の拡充及び人材の流動化の促進を目的として、それぞれネットワークを設けており、2020年3月末時点の登録者数は、公認会計士社外役員ネットワ

ークが1,742名、組織内会計士ネットワークが2,501名となっている。これらのネットワークにおいては、社外役員・組織内会計士等として知見を発揮する公認会計士の資質維持・向上のため、研修会やネットワーキング活動を行っている。

また、2016年7月に国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の倫理規程において「違法行為への対応」に関する規定が新設されたことを受け、協会では2019年7月の定期総会において倫理規則を変更し、企業等所属の会員が違法行為又はその疑いに気付いた場合には「違法行為への対応に関する指針」に従い対応する旨等を定めた。

さらに、2019年12月4日に会社法の一部を改正する法律案が参議院において可決され、上場会社等において社外取締役の設置が義務付けられたことを受けて、12月5日に会長声明「社外役員等に就任している会員に対する倫理規則の遵守徹底について」を發出し、上記2019年7月の倫理規則の改正によって新たに設けられた違法行為への対応の遵守を改めて注意喚起した。これに加え、組織内会計士研修会「「倫理基準」の改訂を組織内会計士の価値向上につなげよう～「違法行為への対応」と今後の倫理強化への流れ～」を実施して周知徹底を図るほか、解説動画を作成し、広く一般への普及・促進を行った。

(2) 国際的に意見発信を担える人材の育成・輩出、活躍の場の提供・支援

社会のグローバル化の流れが急速に進む中、国際的に意見発信を担える人材の育成は喫緊の課題であり、協会では、国際団体等との連携強化や基金の活用等により継続的に人材育成に取り組むとともに、グローバル人材のすそ野を広げるため、ウェブサイトのリニューアルを行ったほか、外務省とのコラボイベント「Vision for the future 国際機関やグローバルな組織で活躍する公認会計士」を開催する等、グローバルに活躍することの魅力等を継続的に発信している。

(3) 多様な役割で活躍できる会計人材の確保、女性公認会計士としての活躍支援等を通じた公認会計士の魅力向上

公認会計士制度や業務内容について、一人でも多くの学生に興味・関心を持ってもらうとともに、将来公認会計士を目指そうとする人に、より一層の知識と理解を深めてもらうことを目的として、高校生・大学生を対象とした公認会計士制度説明会を高等学校・大学・受験予備校で実施したほか、公認会計士職業紹介アニメを作成し、協会ウェブサイト上に公表した。

また、女性会計士活躍促進協議会では、多様性を持った公認会計士ひと

りひとりが幅広い分野で等しく活躍している社会の実現を目指すに当たり、女性公認会計士活躍の更なる促進のために、会員・準会員及び公認会計士試験合格者の女性比率に関するKPIを設定し、目標達成のための施策を検討している。これに関連して、公認会計士の魅力向上に関する施策として、女子大学生向けイベント「10 colors of CPA 2019」を開催したほか、各地域会においても女性公認会計士としての活動支援等に向けたイベントを積極的に開催している。

#### 4. 公共の利益に貢献する公認会計士への理解促進のための情報発信と協会活動の組織的・財政的基盤の強化

##### (1) 公共の利益に貢献する公認会計士への理解促進のための情報発信

新聞広告を掲載するほか、東京メトロ車内ディスプレイでのKAM周知に関するCMの放映や新型コロナウイルス感染拡大による会計監査への影響に関するテレビ局のインタビュー対応等、メディアを活用した広報を展開するとともに、記者会見や記者レクチャーを定期的に行い、協会の情報発信に努めた。

##### (2) 協会活動の透明性向上に資する情報発信とステークホルダーとの対話の促進

協会活動について、社会からの理解・促進を図るため、「Annual Report 2019」を作成・公表した。このほか、自主規制に係る取組を中心に、自主規制モニター会議の議事概要をはじめ、品質管理委員会年次報告書、品質管理レビュー事例解説集、個別事案審査制度の活動概要等を作成し、公表を行っている。

##### (3) 活動領域が拡大する公認会計士を支えるための、協会組織・業務遂行体制の全国的な充実と財政基盤の整備

経済や社会構造の変化、社会からの期待の変化に適応し、事務局の役割を拡充するため、2019年7月の定期総会において会則を変更し、新たに「事務局長」を設けた。

また、公認会計士に対する社会からの期待・要請を踏まえた会員の業務支援体制の強化を継続し、持続可能な協会財政を構築するため、2019年7月の定期総会において会則を変更し、普通会費及び業務会費の見直しを行った。

これに加え、会務の機動性向上を図り会計監査の信頼性確保を求める社会の要請に適時かつ迅速に対応していくために、公認会計士業務に係る自主規律と協会運営の自治の在り方を整理し、2019年7月の定期総会において

会則・規則の全般的な見直しを行った。

(4) 協会及び会員による、持続可能な社会の実現に向けた課題解決やSDGs（持続可能な開発目標）への取組に関する取りまとめ

持続可能な社会の実現が国民経済の発展の基盤になるとの考えの下、特別委員会を設置し、SDGsに掲げられた目標・ターゲットや日本における社会的課題を理解した上で、協会及び公認会計士と社会との関わり方や持続可能な社会の構築に貢献するための課題及び取組の方向性を検討しており、特別委員会が考える未来の社会の在るべき姿と協会及び公認会計士が目指すべき姿、取組の方向性について中間報告「持続可能な社会構築に向けた公認会計士の貢献」として取りまとめ、公表したほか、シンポジウムを開催して専門家が果たすべき役割について有識者と意見交換を行う等の取組を行った。

また、協会を含む The Prince of Wales's Accounting for Sustainability Project (A4S) のメンバーである各国の会計専門家団体の最高経営責任者13名（14組織）が共同で、各団体のメンバーである会計専門家へ、気候変動に対する行動を呼び掛ける声明文「CALL TO ACTION IN RESPONSE TO CLIMATE CHANGE」を公表し、財務・会計の専門家として公認会計士が気候変動に関し様々な貢献が期待されること、気候変動の緩和策と適応策を実現する上で大きな役割を果たすことができることを述べた。

### <新執行部の発足>

2019年7月22日定期総会終了をもって、手塚正彦会員が会長に就任した。手塚会長は、公認会計士業界の10年、20年先を見据え、長期的な視点で会務に取り組んでいくことが必要であると判断し、「前進～未来へ」をスローガンとして掲げ、公認会計士法における公認会計士の使命やタグラインを基に協会の使命を整理し、協会のありたい姿を「会員からも社会からも信頼され、経済の健全な発展と幸福な社会の実現に最も貢献するプロフェッショナル団体」と定義するとともに、協会における価値観を定めた。さらに、当該ありたい姿となるべく、公認会計士業界が直面している重要課題を6つに整理するとともに、これらの課題に対する5つの戦略目標とそれらに係る諸施策を策定した。

これらの会務運営方針を周知するとともに、新たな課題を把握するため、2019年10月から2020年1月までにかけて、全国16地域会を訪問し、各会員との対話に努めた。

## <ガバナンスの状況>

本事業年度末日現在、役員構成は、手塚会長ほか、副会長7名、専務理事1名、常務理事32名及び理事44名の計85名並びに監事4名である。なお、理事のうち2名には、山浦久司明治大学名誉教授及び大場昭義日本投資顧問業協会会長が、監事のうち1名には、大塚宗春早稲田大学名誉教授が、それぞれ就任し、外部の視点から協会会務の執行・監視を担っている。

その他のガバナンスに関連する機関では、会長選出に係る「推薦委員会」において定数16名のうち2名（清水湛弁護士及び伏屋和彦一般社団法人日本内部監査協会会長）、常勤役員の報酬に係る「報酬委員会」において定数5名のうち2名（島崎憲明野村ホールディングス株式会社社外取締役及び高橋理一郎弁護士）の有識者の参画を得て、運営の透明性確保を図っている。

また、会務運営の方向性等に関し意見を求め、会務運営の参考とすることを目的として、有識者による会務運営諮問会議を設置している。同会議は、以下の顧問7名で構成されている。

泉谷 直木（一般社団法人日本IR協議会会長/アサヒグループホールディングス株式会社取締役会長兼取締役会議長）

清田 瞭（株式会社日本取引所グループ取締役兼代表執行役グループCEO）

櫻井 龍子（元最高裁判所判事）

島崎 憲明（野村ホールディングス株式会社社外取締役/元国際財務報告基準財団評議員）

進藤 孝生（日本製鉄株式会社代表取締役会長/一般社団法人日本経済団体連合会副会長）

坂東 真理子（学校法人昭和女子大学理事長・総長/元内閣府男女共同参画局長）

伏屋 和彦（一般社団法人日本内部監査協会会長）

※ 肩書・役職は2020年3月31日現在

以 上